

2023年3月12日第67回東コミセンにおける学習会・質問回答について  
都市整備部まちづくり推進課からの訂正です。

外環の2の練馬区内での事業認可にかかる、当日の回答について、訂正いたします。  
外環の2の事業認可の決定権者は誰ですか、といったご質問に対し、当日「東京都」と  
回答させていただきました。

正確には、事業の実施主体が都の場合は国、区市の場合は都が認可することとなります。  
なお、練馬区では、①区で実施する区間、②都で実施する区間があり、それぞれの認可  
の決定権者は、①都②国となります。  
なお、武蔵野市においては、都が実施主体の場合には、国が認可の決定権者となります。  
恐れ入りますが回答を訂正させていただき、お詫び申し上げます。